

週休2日推進工事積算要領

令和2年12月

静岡県

目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 機械賃料	2
4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	3
5. 間接工事費における週休2日の補正の計算	4

1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 機械賃料
- ・ 土木工事標準単価

このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

（補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、労務費に乘じる週休2日の補正係数は以下となる。

- 4週8休以上：1.05
- 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- 4週6休以上、4週7休未満：1.01

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。

【静岡県の積算地区・積算年月における単価】

- ・ 労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・ 機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ
- ・ 土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ
- ・ 構成比(%)：Kr、Rr、Zr、Qr

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left[\frac{K1r}{100} \times \frac{\boxed{K1t'}}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{\boxed{K3t'}}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{Kr + K2r + K3r} \\
 & + \left[\frac{R1r}{100} \times \frac{\boxed{R1t'}}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{\boxed{R4t'}}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\
 & + \left[\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\
 & + \left[\frac{Q1r}{100} \times \frac{\boxed{Q1t'}}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r} \\
 & + \left. \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

凡例

…… 週休2日の補正後の値

市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。

5. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

(1) 共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■共通仮設費率の補正係数

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P ：共通仮設費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{施工地域補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

③共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$\text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■現場管理費率の補正係数

4週8休以上：1.06

4週7休以上、4週8休未満：1.04

4週6休以上、4週7休未満：1.03

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o ：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$N p$ ：現場管理費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} &= \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ &+ \text{施工時期補正值} \\ &+ \text{砂防・地すべり工事補正值} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

③現場管理費率（週休2日の補正後）

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率（週休2日の補正後）} &= \text{②現場管理費率（補正後）} \\ &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

週休 2 日推進工事積算要領

(港湾・漁港工事)

※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）
又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事

令和 2 年12月

静岡県

目 次

1. 概要	1
2. 勞務費	1
3. 港灣工事市場單價	2

1. 概要

港湾・漁港工事（※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事）において、建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用は、本要領に基づき計上することとする。

計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。

- ・ 労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価および工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる

2. 労務費（港湾5職種を除く）

週休2日の補正を行う場合、労務単価に補正係数を乗じた「補正済み単価」を計上する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

（補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日実施に伴う労務費の補正係数は以下のとおりとする。

4週8休以上：1.05

※港湾・漁港工事においては、4週6休や7休については、補正の対象としない。

労務費の補正済み単価の端数処理は以下のとおりとする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

3. 港湾工事市場単価

週休2日の補正を行う場合、港湾工事市場単価においては、工種ごとに定めた以下の補正係数を各工種に乗じた「補正済み単価」を計上する。

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
 ○補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	----	----	----	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	----	----	----	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	----	----	----	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトラタム被覆	×	○	×	----	----	----	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	----	----	----	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	----	----	----	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	----	----	----	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	----	----	----	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	----	----	----	補正しない